



改正養蜂振興法が25年1月から施行されます

・ミツバチを通年で飼育されている方、および はちみつやミツバチ等を譲渡または販売されている方は、毎年、1月中に所定の飼育届を、住所地の農業農村振興事務所に提出してください。(手数料はかかりません。)

花粉交配用にのみミツバチを飼育される方は届出は不要です

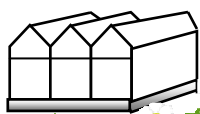
花粉交配用に必要な群数のミツバチを数週間～数ヶ月間のみ、一時的に飼育されている方に限ります。



・花粉交配用に使用したミツバチは、そのまま放置すると、ミツバチの病気の原因となります。養蜂業者への返却あるいは焼却等を行い、必ず、適切に処置してください。

・適切な衛生管理をお願いします。
・異常があれば、最寄の家畜保健衛生所に相談してください。

園芸農家



貸出等の場合 → 養蜂業者に返却
買い取りの場合 → 焼却



窓口機関	住所	電話番号
【届出】		
大津・南部農業農村振興事務所	草津市草津三丁目14-75	077-567-5412
甲賀農業農村振興事務所	甲賀市水口町水口6200	0748-63-6126
東近江農業農村振興事務所	東近江市八日市緑町7-23	0748-22-7714
湖東農業農村振興事務所	彦根市元町4-1	0749-27-2228
湖北農業農村振興事務所	長浜市平方町1152-2	0749-65-6613
高島農業農村振興事務所	高島市今津町今津1758	0740-22-6026
【衛生管理】		
家畜保健衛生所 本所	近江八幡市西本郷町226-1	0748-37-7511
北西部支所	高島市今津町弘川249-1	0740-22-2145